

★ 2024年の賃上げ目標は5%以上！中小企業が受けられる『賃上げ促進税制』

～目玉の変更は2点！ ①控除率最大45%に拡大！ ②(新)5年間の繰越控除！～

◆はじめに

中小企業向け賃上げ促進税制は、中小企業者等が、前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。労働組合の中央組織である連合（組合員約700万人）が2024年賃上げ要求は『賃上げ分3%以上、定昇相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め 5%以上の賃上げを目安』とする案を発表しています。

◆賃上げ促進税制が強化され3年延長されます！

物価高に負けない構造的・持続的な賃上げの動きをより多くの国民に拡大し、効果を深めるため賃上げ促進税制が強化され、3年延長されます！さらに雇用環境改善のため人材投資・働きやすい職場づくりへのインセンティブも付与し、賃金だけでなく「働き方」全般にプラスとなる制度です！

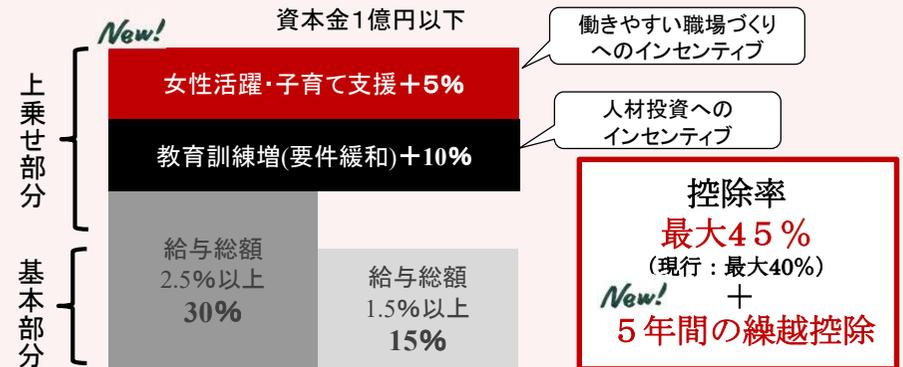


賃上げ目標5%以上のための中小企業経営者が検討したい6つの対策

最低賃金の見直し	就業規則の整備	人材採用の見直し
最低賃金は毎年10月に改定されています。正社員についても時給換算し、時給が最低賃金を下回っている従業員がいないことを確認します。	自社の就業規則を整えると共に、最近の労働法改正にあわせた内容となっているかを確認します。現行の労働法にあっていない場合は、助成金の申請が通らないケースも。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ハローワーク等の求人広告は経営者自身の言葉で思いを入力する ✓ 仕事内容は単に営業とせず、何を誰にどうするのか具体的に記載する ✓ ホームページやSNSで社内イベントや業務風景、ランチタイムや退勤後の雰囲気動画を発信し、どのような社員がいるかを伝える
従業員定着率改善の取り組み	販売価格の見直し	付加価値の向上
離職理由として回答が多い「労働条件、休日」についての改善が有効です。特に若い世代は給料よりも労働時間の長さや休日の少なさの理由が目立ちます。	売上の拡大策はコスト上昇分を販売価格に転嫁する値上げです。価格交渉が難しい販売先に理解してもらうため、事前の原価管理（経費内容の把握）が有効です。	売上、利益を拡大するために、新たな製品やサービスに取り組むことがあげられます。まったく新しい分野に取り組むことだけではありません。従来と同じ製品であっても新たにECサイトでの販売を開始するなど、商流の見直しにより利益率を向上させる取り組みなどが検討可能です。

賃上げ促進税制が強化され3年延長されます！

中小企業・個人事業者の場合



※令和6年4月1日～令和9年3月31日開始事業年度で適用となります

※個人：令和7年～9年開始事業年度で適用となります

※5年間の繰越控除については持続的な賃上げを実現する観点から、繰越控除をする年度は雇用者全体の給与総額の前期比増加が要件となります

※中堅企業（資本金1億円超・従業員数2,000人以下）の場合は、控除率（%）が異なりますので、ご注意ください。